

定額減税（個人住民税）にかかる Q & A

Q1. 定額減税の対象はどのような人が対象ですか？

A. 令和 6 年度（令和 5 年分）の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者が対象です。

※ 令和 6 年度の個人住民税が非課税及び均等割のみ課税されている場合は対象となりません。

Q2. 令和 6 年度の個人住民税は非課税です。定額減税は適用されますか？

A. 定額減税は適用されません。

定額減税は令和 6 年度の個人住民税の所得割が課税される方が対象になります。なお、収入がなく、所得割納税義務者の扶養になっている場合は、その扶養者の定額減税額に加算されています。

一方、課税者に扶養されず、令和 5 年度課税されており、令和 6 年度に新たに非課税世帯となる場合には、給付金の対象となり得ます。

Q3. 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税はどのようにになりますか？

A. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和 7 年度の個人住民税で実施されます。

※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、個人住民税の納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ合計所得金額が 48 万円以下の配偶者（国外居住者を除く）を指します。

Q4. 令和 6 年中に扶養親族が追加になりました。定額減税は追加で加算されますか？

A. 加算対象になりません。

定額減税は令和 6 年度個人住民税の扶養親族数を元に加算額を算定します。そのため、令和 6 年中の扶養親族の追加は、令和 6 年度の個人住民税に影響を及ぼさないため、定額減税の加算対象にはなりません。

Q5. 国外居住親族は、定額減税の加算対象にならないのですか？

A. 加算対象になりません。

今回の定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、国内に住所を有する方に限定されています。

Q6. 配偶者特別控除の対象となる配偶者の定額減税はどのようにになりますか？

A. 配偶者特別控除の対象となる納税義務者の配偶者は「控除対象配偶者」ではないため、納税義務者の配偶者としての定額減税の適用は受けられません。ただし、当該配偶者が所得割の納税義務者である場合は、自身の令和6年度個人住民税において、定額減税の適用を受けることになります。

Q7. 定額減税を受けるために、何か申請をする必要はありますか？

A. 定額減税を受けるために申請する必要はありません。

定額減税額は岬町が保有する課税資料（確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等）を基に算出します。

Q8. 定額減税額が税額から引ききれない場合はどうなりますか？

A. 定額減税額が引ききれなかった場合は、調整給付が行われます。

※調整給付の対象となる方は、別途給付担当（地域福祉課）より通知される予定です。

詳細が決まりましたら、本町ホームページ等にてお知らせいたします。

Q9. 「令和6年度 町民税・府民税・森林環境税納税通知書」が届きました。定額減税は既に減額されていますか？

A. 対象の方については、既に減税しております。なお、定額減税額の確認方法については、下記URLを確認ください。

http://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/zaisei_kaikaku/zeimu/zeikin/4940.html